

申請に際しての留意点

【申請の方法】

- 対象となる介護用品は「紙おむつ」、「リハビリパンツ（紙パンツ）」、「尿取りパット」、「おむつテープ」、「使い捨て手袋」、「ドライシャンプー」、「口腔ケア用品」です。購入した場合、「領収書」（紙おむつ代等または商品名が明記されたもの）または「レシート」を受け取る。
- 「申請書」（保健福祉課にもあります）に必要事項を記入し、「領収書」又は「レシート」を添えて、保健福祉課介護支援係の窓口へご提出ください。
(納品書は不可)
 - * 対象者以外の振込先口座の場合、委任者（対象者）の署名、押印をお願いします。
 - * 振込口座先の記入を必ずお願いします。

【注意事項】

- 在宅で使用するものが対象のため、施設入所や入院中に購入したものは対象外です。
※在宅となる施設もあり。また、退院、退所準備のために購入したものは対象となる場合があります。
- 申請に際して、有効となる領収書は、領収日（購入日）の属する月から1年（12ヶ月）以内のものです。
例) 令和7年6月の購入分 ⇒ 令和8年6月まで申請可能。(令和8年6月以降申請できません。)
- 対象金額は、現金、クレジットカード等で購入した場合に限ります。ポイント利用やクーポン券、割引券による購入分は、値引き扱いとし対象外。
- 1枚の申請書で複数月の請求が可能。（数か月分まとめて申請ができます）
月ごと補助額の上限があるのでご注意ください。
例) 介護度4の場合
領収金額 7,535円 → 限度額 月額7,000円を補助
 - 補助には月ごと上限額があるので、毎月のご購入をお勧めします。
 - 一度提出いただいた領収書は返却できませんのでご承知ください。

* ご不明な場合は、保健福祉課 介護支援係 (TEL026-253-4764) までお問い合わせください。